

# 屋外広告物申請についてのご案内

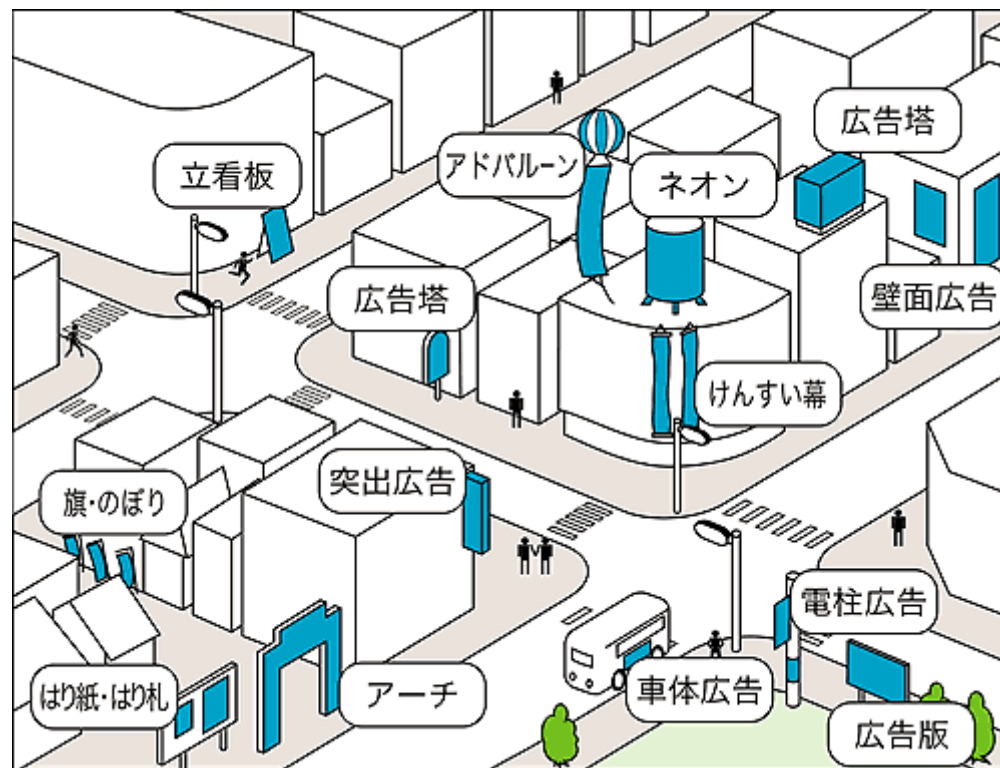
---

稲荷橋広場・金王橋広場・渋谷リバーストリートは、河川上空に位置し、河川法が適用されるイベントスペースです。設置物の種類やスペースの使用方法によって、渋谷区へ屋外広告物許可申請が必要になる場合がございます。申請にあたっての注意点等を本紙面に纏めましたのでご確認ください。

## 屋外広告物とみなされるもの

ポスター、パネル、看板、のぼり、装飾のあるキッチンカー、ラッピングカー、メニューボード、案内サインボード、その他デザインのある設置物全般

※イベントの内容や訴求の仕方などで、ここに記載のないものに関しても屋外広告物とみなされる場合がございます。



## 申請に必要な情報

- ・ イベントの趣旨概要がわかる資料（企画書等）
- ・ 会場内レイアウト（広告物の設置位置がわかるもの）
- ・ 設置物のデザイン
- ・ 設置物のサイズ、数量
- ・ 設置物の施工方法（基礎の構造、材質、設置方法等）

※設置にあたって、安全が担保されているかという点も重要なポイントとなります。  
その為、設置方法、施工方法など詳細まで資料に落とし込んでいただく必要があります。

## キッチンカーを設置する際に必要な情報

- ・ キッチンカーの車両情報
  - ↳ 販売するメニュー
  - ↳ 車両管理者または所有者の氏名や名称や商標
  - ↳ 広告宣伝車として登録されているかどうか否か
  - ↳ キッチンカーに装飾があるか否か（ある場合は具体的なデザイン）
  - ↳ 装飾がある場合、装飾された状態で走行してくるか、到着後装飾するか
- ・ メニュー表などの掲示物
  - ↳ 具体的なデザイン
  - ↳ どういう訴求をするイベントとなるのかがわかる具体的な絵やデザイン

# 申請の流れ

1か月前まで

資料のご提出

・・・必要な資料のご提出をお願い致します。



担当会社から  
渋谷区へ掲出にあたっての協議

・・・どの部分が広告申請が必要な項目か、イベント概要と照らし合わせながら渋谷区との協議が発生致します。



追加情報のご提出

・・・渋谷区との協議の結果、申請にあたって追加で必要な情報をご提出ください。



渋谷区へ申請

・・・いただいた追加情報を基に担当会社より渋谷区へ申請します。



2日前～1日前

納付書の発行

・・・申請後、屋外広告物許可申請費の納付書が発行されます。お手数ですが会場まで取りにお越しく下さい。



前日まで

屋外広告物許可申請費の納付

・・・イベント前日までに銀行・郵便局などで屋外広告物許可申請費を納付してください。



イベント実施

・・・イベント当日は申請した内容に沿って各種設置物を施工してください。

# 屋外広告物許可申請費用 一覧

## 17 屋外広告物の種類

1	広 告 塔	多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形及び多面体を含む。）
2	広 告 板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）
3	プロジェクションマッピング	建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示されるもの
4	小型広告板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので、縦・横共に1m以下のもの
5	は り 紙	紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付するもの
6	は り 札 等	ベニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でつるし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けしたもの
7	広 告 旗	表示面積3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
8	立 看 板 等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
9	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けた広告物
10	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取り付けた広告物
11	広告宣伝車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
12	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス又は電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
13	上記以外の車体利用広告物	12以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物
14	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
15	広 告 幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3㎡を超えたのぼりを含む。） なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは上記2の広告板として扱う。
16	ア ー チ	道路上を横断して設置するもの（広告幕（横断幕）は除く。）
17	装 飾 街 路 灯	街路灯自体が広告と認められるもの
18	店 頭 装 飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

## 18 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間

種 類	許 可 申 請 手 数 料		許 可 期 間
	単 位	金 額	
広 告 塔 広 告 板	面積5㎡までごとにつき	3,220円	2年以内
プロジェクションマッピング	面積5㎡までごとにつき	3,220円 <small>ただし面積1,000㎡を超えるものにあつては644,000円</small>	2年以内
小 型 広 告 板	1枚につき	400円	1年以内
は り 紙 ・ は り 札 等	50枚までごとにつき	2,250円	1月以内
広 告 旗	1本につき	450円	1月以内
立 看 板 等	1枚につき	450円	1月以内
電柱・街路灯柱の利用広告	1枚につき	310円	1年以内
標 識 利 用 広 告	1枚につき	210円	1年以内
宣 伝 車	1台につき	4,950円	1年以内
バス又は電車の車体利用 広告で長方形の枠を利用 する方式によるもの	1枚につき	610円	1年以内
前記以外の車体利用広告	1台につき	1,950円	1年以内
ア ド バ ル ー ン	1個につき	2,850円	1月以内
広 告 幕	1張につき	990円	1月以内
ア ー チ	1基につき	10,630円	2年以内
装 飾 街 路 灯	1基につき	5,010円	2年以内
店 頭 装 飾	1基につき	19,800円	1月以内

※ 区長や市長、町長が許可する広告物については、それぞれの区・市・町で手数料を定めているため、上記の金額と異なる場合があります。詳しくは屋外広告担当窓口で御確認ください。

※東京都発行『屋外広告物のしおり』より抜粋